

令和5年度

第6回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 6 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和 5 年 9 月 19 日 (火) 午後 2 時 45 分から午後 4 時

2 開催場所 ペガサート 6 階プレゼンテーションルーム

3 出席委員 (19 人)

会長 1 4 番 徳田 雅亮

会長職務代理者 (副会長) 1 2 番 鈴木 茂樹

委員 1 番 赤堀 岳子 2 番 天野 清晴 3 番 内野 清己

4 番 海野 光祥 5 番 遠藤 公夫 6 番 大石 泰子

7 番 大塚 師輝 8 番 小笠原 悟 9 番 勝谷ふみ代

1 0 番 小村 寿文 1 1 番 佐藤 操 1 3 番 塚本 剛弘

1 5 番 深井 暁美 1 6 番 堀場 正明 1 7 番 美尾 明

1 8 番 望月 均 1 9 番 森田 早苗

4 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案書 35 号 農業経営基盤強化促進法施行規則第 6 条において準用する同規則
第 2 条の規定における意見聴取について

議案書 36 号 農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条
第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 38 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 40 号 農地転用許可後の事業計画変更承認について (5 条)

議案第 41 号 非農地証明申請について

議案第 42 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第 43 号 令和 6 年度静岡市農業施策に関する意見書について

議案第 44 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請について

報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 24 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に
よる届出について

報告第 25 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 26 号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

5 農業委員会事務局職員

事務局長 小川 雅弘、次長 遠藤 能久、次長補佐兼農政係長 長谷川 雅彦、
副主幹 鈴木 康生、主査 望月 小夜、主任主事 奥津 史郎、主事 大槻 すずか、
農地係長 丸山 美咲、主査 大塚 透、主査 徳田 英臣、主任主事 前島 絵美、
主任主事 戸塚 絵美

6 会議の概要

議 長 ただいまから、令和 5 年度第 6 回静岡市農業委員会総会を開会いたします。出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 18 番、望月委員、19 番、森田委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告のうえ、ご発言ください。それでは、最初に議案第 35 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 35 号朗読】**

回答書案は 2 ページに記載のとおりでございます。内容につきまして担当職員から説明させていただきます。

事 務 局 議案書 1 ページ、「農業経営基盤強化促進法施行規則第 6 条において準用する同規則第 2 条の規定における意見聴取について」ですが、これは、地区審査会等を通じ、市農業政策課から委員の皆様に対して事前に説明のありました「静岡市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更案に対し、農業委員会の意見を求めるものであります。この事前説明においては、地域計画に関する様々なご質問があったかと思いますが、今回の市基本構想の変更案に対して直接変更を加えるような意見・要望は特になかったものと承知しております。従いまして、議案書 2 ページ、案のとおり、この市基本構想の変更案に対しましては「異議なし」として、回答・提出させていただきたいと考えております。また、今回の議案とは別に、地域計画の策定作業における農業委員・最適化推進委員の役割などの疑問点につきましては、今後、農業政策課とも協議を進め、改めて皆様にご報告させていただきます。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 先程審議しておりますので、議案第35号について原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第35号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第36号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第36号朗読】**

計画案は4ページに記載のとおり1件でございます。内容につきまして担当職員から説明させていただきます。

農地利用課 お手元の議案書3ページをご覧ください。それでは、本日、9月の総会で決定を得たい議案の説明をさせていただきます。令和5年9月25日に公告を予定している所有権移転については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、農業委員会に審議をお願いするものです。今回の農用地利用集積計画案につきましては、4ページにありますとおりで、売買件数としては1件です。では、4ページをご覧ください。所有権移転は、左側の整理番号1番の清水区の農地で、面積が1,996㎡です。申請事由ですが、譲り渡し人は農業を営んでおらず、次第に生活の本拠を県外に移しつつあり、また譲り受け人は清水区在住の56歳の認定農業者で、野菜を中心に今後規模拡大を考えており、双方で話がまとまったため、今回の所有権移転の申請となりました。農業経営基盤強化促進法による所有権移転には、売り手には800万円までの譲渡所得控除を受けられるメリットがあります。また土地登記の手続きも市の職員が行いますので、かかる費用を抑えることもできます。簡単ではございますが、以上を持ちまして農用地利用集積計画案の説明とさせていただきます。

議長 次にただいまの説明に関連し、事務局から補足説明をお願いします。

事務局 ただいま説明のありました農用地集積計画は、改正前の農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 これより、質疑に入ります。議案第36号について、発言のある方は挙手をお願いします。

7番 表に対価6万円と記載がありますが、面積1,996㎡に対して適当なのでしょうか。
事務局 当該農地は非常に複雑な形状をしております。3つの三角形をカタカナのコの字に並べたような形になっています。そのため、直線的に利用することが困難である

ことから、このような価格になったと考えられます。

7番 この金額は鑑定士か何かが入って決まったのですか。それとも、農業委員会は対価を管理する立場にないということでしょうか。

事務局 対価は、基本的には売り手と買い手の交渉によって決まりますが、今回は農協も調整に入っておりまして、その段階でこの金額に決まりました。

7番 承知しました。

議長 よろしいでしょうか。発言もないようですので、議案第36号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第36号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第37号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第37号朗読】**

申請は6ページ、7ページに記載のとおり11件でございます。

議長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号69番、70番を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いします。

(委員 退席)

議長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号69番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は要望に応えるということで申請に及びました。整理番号70番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は要望に応えるということで申請に及びました。説明は以上です。

13番 ただいま、職員から説明がありました整理番号69番、70番につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいでしょうか。発言もないようですので、議案第 37 号の整理番号 69 番、70 番について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 37 号の整理番号 69 番、70 番は、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

(委員 着席)

議 長 それでは、議案第 37 号の整理番号 69 番、70 番以外について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1 班です。整理番号 68 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り渡し人は、高齢となり施設に入所したため、自宅及び当該農地を中山間地の空き家情報バンクに登録しました。譲り受け人は元々市内在住でしたが、移住し、当該農地を自家消費用の農地としたいと考え申請に及びました。整理番号 71 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで申請に及びました。説明は以上です。

13 番 ただいま職員から説明がありました整理番号 68 番、71 番につきましては、1 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2 班です。整理番号 72 番清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は、住宅を購入し、隣接する当該農地を家庭菜園用として購入したく、譲り渡し人は耕作が困難になってきたため、所有権を移転するものです。整理番号 73 番清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人と譲り渡し人は親戚関係であり農地を贈与するものです。

16 番 以上、職員から説明がありました 2 件については、2 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

事務局 3 班です。整理番号 74 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権設定の申請です。申請事由ですが、所有者は経営規模縮小により、引き継いでくれる人を探していたところ、申請者と話がまとまり申請に及びました。申請者は、近隣で営農しており、ハウスによるトマト等の野菜の作付けを予

定しています。整理番号 75 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権移転の申請です。所有者は、相続により取得した農地を経営規模縮小により引き継いでくれる人を探していたところ、農地所有適格法人の申請者と話がまとまり、申請に及びました。申請地は土地改良区内のミカン畑で、取得後は継続しミカンを栽培する予定とのことです。耕作計画書も提出されております。

事務局 整理番号 76 番、77 番は関連しますので、まとめて説明させていただきます。どちらも葵区の案件です。現況は普通畑、田で交換による所有権移転の申請です。申請人は隣地を耕作しており、一体利用し規模拡大するため、譲り渡し人と話がまとまり申請に及んだものです。整理番号 78 番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人と譲り渡し人は親子で、子供への経営移譲のため申請に及んだものです。

17 番 以上、職員から説明がありました 5 件については、3 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 68 番と 72 番は新規とありますが大丈夫ですか。下限面積の撤廃により、このような申請が増えているのだと思いますが。

事務局 68 番について先に説明させていただきます。説明にも入れさせていただきましたが、所有者はすでに施設に入所しており耕作できない方となっています。そのため、空き家情報バンクを利用し移住された方が耕作を行うということでの申請です。下限面積の撤廃前であっても別段の面積を設定することができ、許可の土台に乗るような案件であると考えます。譲り受け人は家族 3 人で移住し、息子さんが 1 人いて、若い耕作者もいます。耕作計画をみると、野菜に加え栗や柿、ブルーベリー、レモンなど様々な挑戦してみたいとのことです。すでに移住されており、耕作開始に向け、準備もしていると伺っていますので問題ないと考えております。

事務局 72 番は、夫婦での申請で面積もそれほど大きくなく、家庭菜園として利用をしていくとの申請です。耕作計画の提出にあたっては、農協の職員も同席しており、指導を受け耕作をしていくものと思われますので、問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。

議長 他にご質問等はよろしいでしょうか。発言もないようですので、議案第 37 号の

整理番号 69 番、70 番以外について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 37 号の整理番号 69 番、70 番以外について、原案のとおり決定いたしました。したがって、議案第 37 号は全て原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 38 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 38 号朗読】**

申請は 9 ページに記載のとおり 2 件でございます。

議 長 それでは、地区審査会を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 1 班です。整理番号 5 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は平成 26 年に営農型太陽光発電設備の一時転用許可を受け、続いて平成 29 年、令和 2 年に更新の一時転用許可を受けました。このたび、3 年間の転用期間が切れるため、更新のための申請をするものです。太陽光パネルの設置枚数は 144 枚、発電出力は 36.72 kw です。農地区分は第 1 種農地と判断されます。パネルの下部における作付け作物はレモンで、今シーズンも収穫が行われ、出荷先も決まっています。知見を有する者からの所見として、丁寧な栽培管理が行われており、生育は良好で、十分な収量を得ており、品質も良好との意見書が添付されています。

13 番 ただいま職員から説明がありました整理番号 5 番につきましては、1 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局 2 班です。整理番号 6 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、普通畑で、営農型の太陽光設備の設置を 3 年更新するための許可申請です。申請事由ですが、申請人は、平成 26 年に営農型太陽光発電設備の一時転用許可を受け、続いて平成 29 年、令和 2 年に更新の一時転用許可を受けました。この度、3 年間の転用期間が切れるため、更新申請をするものです。太陽光パネルの設置枚数は、245w×216 枚、発電能力は 52.92kw です。パネルの下部において、山山椒を栽培し、出荷しています。農地区分は、農用地及び第 1 種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われま。

16 番 以上、職員から説明がありました 1 件については、2 班としては許可相当と判断しました。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいでしょうか。発言もないようですので、議案第 38 号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 38 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 39 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 39 号朗読】**

申請は 11 ページに記載のとおり 5 件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 1 班です。整理番号 29 番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、申請人は総合建設業を営む法人です。申請地向かいの海岸で、静岡県発注の堤防嵩上げ工事を実施しており、工事期間中に必要な仮設現場事務所、休憩所、倉庫などの敷地を探していたところ、土地所有者と賃貸借することで話がまとまり、申請に及びました。農地区分は第 1 種農地となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当します。転用期間は 9 か月で、期間終了後の「作付け確約書」も提出されております。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われれます。

13 番 以上、職員から説明ありました 1 件につきまして、1 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局 2 班です。整理番号 31 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は、清水区内の倉庫等の建築及び駐車場整備事業が多く、資材置場が不足しており、譲り渡し人は、平成 28 年に体調を崩し、農地の保全が困難になったため父から相続した畑を売却したいとの事で申請に及びました。農地区分は第 3 種農地と判断されます。周辺の土地所有者及び自治会長には事業計画の了承を頂いており、被害防除、排水等については、特に問題ないと思われれます。

16 番 整理番号 31 番について現地調査をしたので報告します。申請人が資材置場に予定です。資材はコンクリート資材、建設資材。クレーンでの積み下ろしを行

うため、碎石による地盤固め、転圧をします。ホコリが発生する場合には定期的に散水します。以上、現地調査の結果、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号32番葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、申請者は、本社が県外にあり、電気業を営む法人です。申請者が所有する水力発電所の放水路修繕工事の实施にあたり、放水路が埋設されている川へ重機を搬入するための搬入路及び転回所の候補地を探していた所、所有者の理解が得られたため、今回、一時転用の申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。転用期間は6ヶ月です。転用期間中は、碎石敷の上に敷鉄板を設置し、周辺は柵で囲み被害防除と安全対策を図ります。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われま
す。終了後は、現状復旧し、田として整備後稲作を再開するという耕作計画が提出されています。

事務局 整理番号33番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請人は、隣地で土木建築業を営む法人です。以前使用していた従業員駐車場が都市計画事業により、道路拡幅敷地として収容され、移転先を探していたところ、所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接地への被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われま
す。整理番号34番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請人は、清水区に本社をおく運送業を営む法人です。以前から使用している、現地の駐車場はバイパス工事や、港からくるトレーラーの中継場所として満杯状態であり、今後、貨物自動車運送業に関する労働関連法の改正により、ドライバーの運行時間の規制が厳しくなっていく中、ドライバーが交代して運行するためのトレーラーの滞在場所を確保したく、隣地の所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。1,000㎡を超える申請ですが、土地造成のための盛土量は226㎡で県盛土条例の申請も不要である事を確認しております。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接地への被害防除、排水等については特に問題なく転用面積も適当と思われま
す。

17番 以上、職員が説明した件につきまして、整理番号34番は現地調査を行いました。ご説明させていただきます。まず会社概要についてですが、清水区に会社を構え1950年に設立。県外各地に支店があり、社員は190人ほど、うち130名がドライ

バーです。今回の申請では、清水港に入港したコンテナを輸送するトレーラー等の待機場所を確保するための露天駐車場、資材置場です。申請地は東名、第二東名、中央道、静清バイパスへのアクセスが良く、最大 14 台のトレーラーの待機場所として利用するとの事でした。排水について、アスファルト舗装しますが、現状を平らにするため高さはほとんど変わりなく、東側水路にU字溝を設置し集水桝に流すという計画です。被害防除については東側のコンクリート見切りを設置し、東側農道への影響は無い事を確認しました。近隣については、北側の歩道を挟んで静清バイパスで車が多い場所であり、トレーラーの出入りも朝 5 時から 18 時位であるため、夜間の出入りもほぼないとの事で特に問題はない事を確認しました。以上 3 件につきましては、3 班として許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第 39 号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 39 号について、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第 40 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 40 号朗読】**

申請は 13 ページに記載のとおり 2 件でございます。

議 長 それでは、地区審査会を行いました 2 班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 整理番号 2 番 3 番は関連する案件なので、まとめて説明します。清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、公共工事受注による残土・伐採木等置場が、令和 4 年 3 月総会にて一時転用許可された案件を 1 年 6 カ月期間延長するものです。期間延長理由としては、令和 5 年 6 月 2 日の豪雨により、受注している本工事の山側一部法面が崩落し、法面崩落防止対策として鉄筋挿入工及びモルタル吹付工を追加施工するため一時転用期間を延長するものです。

13 番 以上、職員から説明ありました 2 件につきまして、2 班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手を

お願いします。

議長 発言もないようですので、議案第 40 号について、原案のとおり承認してもよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第 40 号について、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第 41 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 41 号朗読】**

申請は 15 ページに記載のとおり 1 件でございます。

事務局 2 班です。整理番号 36 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、耕作されない状態が続いたことで森林原野化し現在に至ります。証明基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和 5 年 9 月 6 日に、地区担当農業委員立会いのもと現地確認しました。

16 番 以上、職員から説明ありました 1 件につきまして、2 班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。ただいまの議案第 41 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第 41 号について、原案のとおり承認してもよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第 41 号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第 42 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 42 号朗読】**

申出は 17 ページに記載のとおり 2 件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号 20 です。こちらの生産緑地は平成 29 年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約 150 日農業に従事していました。8 月 31 日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号 21 です。こちらの生産緑地は平成 21 年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約 300 日農業に従事していました。8 月 31 日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行い

ました。

議長 　　ただいまの議案第 42 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　発言もないようですので、議案第 42 号について、原案のとおり承認してもよいでしょうか。

(異議なし)

議長 　　議案第 42 号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第 43 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 43 号朗読】**

意見書案は 19 ページから 23 ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 　　内容の説明に入らせていただく前に、これまで、静岡市農業施策に関する「要望書」としておりましたが、「意見書」に変更させていただきました。これは、本来、静岡市長への提出につきまして、農業委員会等に関する法律の第 38 条第 1 項に、「農業委員会は、関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出しなければならない」と規定されており、「意見書」という表現のほうが適切であることから、「意見書」と改めさせていただきました。

「令和 6 年度 静岡市農業施策に関する意見書について」ですが、意見内容につきましては、6 月総会後に開催された地域別農業対策協議会で意見出しを行い、7 月 26 日の第 3 回農政対策委員会において意見項目を検討したうえで、続く 8 月総会後の第 4 回農政対策委員会において、具体的な意見内容を協議し、「意見書（案）」を取りまとめました。そして、先日行われました総会運営委員会での報告を経て、本日の総会において意見内容をご審議、ご承認をいただき、正式に静岡市長へ「意見書」を提出したいと考えております。意見内容の詳細については、農政対策委員長よりご説明いたします。

11 番 　　農政対策委員会に取りまとめました意見書（案）の意見内容につきまして、4 件ありますので、順番に読み上げさせていただきます。議案書の 21 ページをご覧ください。1 件目は「自然災害における農地復旧支援」といたしました。近年では、毎年のように台風や突風等による自然災害が発生しており、農業者が安心して農業経営を継続することができません。このような中、昨年 9 月に発生した台風 15 号では、市内農業においても大きな被害をもたらしましたが、国の農地災害復旧事業の実施

に加え、市においても国事業が対象とならないような農地災害復旧に対する独自支援を実施していただき、大変感謝しております。個々の農業者においても、必要に応じて農業共済や収入保険への加入など自助努力は行っているところですが、農業経営に係るコストの増大などを背景として、自然災害に対応しきれないのが現状であることから、農業経営に与える被害が甚大である自然災害が発生した場合につきましては、重要な経営基盤である農地の復旧に対する支援を講じられたい。

次に2件目としまして、「環境保全型農業の推進」といたしました。令和5年3月に市が策定した「第2次静岡市農業振興計画」では、第1次計画で掲げた「農業所得の向上」や「担い手の確保」に加え、新たに地球環境問題やSDGsを意識した「環境に配慮した農業」に取り組むとしております。気候変動による自然災害が頻繁に起こる中、豊かな自然や美しい景観を守りつつ、食料の安定供給という観点からも、持続可能な農業を推進していくことは重要であると認識しておりますが、慣行栽培と比べて生産効率や品質が低く、販路も安定していないなど農業経営上の課題が多いことから、農業者への理解が浸透していないのが現状です。環境保全型農業を推進することは、持続性の高い農業につながるばかりでなく、市内農産物の付加価値を高めるものと考えられることから、県やJA等とも連携し、質・量ともに安定した生産技術の確立や普及、持続可能となる農業所得の確保に向けて取り組むよう検討されたい。

続きまして3件目としまして、「農地利用の促進」といたしました。農業委員会では毎年度、遊休農地の発生防止・解消に向けて農地利用状況調査を実施し、荒廃化しつつある農地についてはその後の意向調査により、今後の活用状況を把握しております。また、今年度につきましては、農地の所有者や利用者に対して今後の農地利用の意向を確認するアンケート調査を実施し、地域農業の指針となる「地域計画」の策定に向けて必要となる「目標地区」の素案作成を進めているところです。今後、将来にわたって市内農業を維持していくため、農業委員会においても引き続き担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでまいりますので、個々の農業経営体が効率的かつ安定的な農業経営に必要な農地を確保できるよう、農地の貸借や売買による集積・集約化がより一層進む取組を講じられたい。

最後に4件目としまして、「有害鳥獣対策の継続」といたしました。市において毎年度、有害鳥獣対策の取組支援が行われているところではありますが、鳥獣による農作物への被害は相変わらず発生しており、農業収入を減少させるだけでなく、

農業者の営農意欲を減退させる一因となっております。特に中山間地域では、農業者の高齢化なども相まって廃業してしまうことで農地が荒廃化し、それが有害鳥獣の発生を助長するという悪循環につながっています。農業委員会では、鳥獣被害の要因ともなる農地の荒廃化について、市と連携してその解消や再生利用に向けて推進しておりますが、これまでの有害鳥獣対策については一定の効果を示していると考えられるため、農業者が今後も安心して農業を営めるよう、市の有害鳥獣対策事業の継続及び予算の確保を図りたい。

以上、今回の総会に上程させていただく4件の意見内容になります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいまの議案第43号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　発言もないようですので、議案第43号について、原案のとおり承認してもよいでしょうか。

(異議なし)

議長 　　議案第43号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第44号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第44号朗読】**

申請は25ページに記載のとおり1件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 　　整理番号1番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。農地の賃貸借について、当事者の一方からの賃貸借の解約の申し入れについては、その許可を受けなければならない、賃借人は高齢で耕作ができなくなったため、返還したく申請に及んだものです。農地は市街化区域にあり、賃借料を上回る宅地並みの固定資産税がかかっております。なお、賃借料は法務局へ供託されています。この賃貸借については、平成28年ですが、当該賃貸人からの18条1項の申請がされましたが、当時の賃借人は、耕作を継続していく意思があり、当農業委員会は不許可と決定した経緯がございます。またこの許可決定について、当農業委員会は訴えられました。令和2年に請求は退けられ、不許可が確定しました。その後令和3年には、賃借人から農地返還後の離作料を含めた農事調停が行われましたが、調停は成立しませんでした。令和4年は、賃貸人から、不法占拠しているという訴えがされましたが、不法占拠ではないと確定しました。ここまで解決すること

ができなかった背景には、「将来、賃借農地の全部を返還したときの離作補償」として「無償譲渡」の約束について、双方の考え方が乖離していることとと思われます。なお、令和3年の秋ころより、賃借人は耕作することが困難となり、返却したいという意思表示をしております。経緯は以上です。この申請について許可すると判断した理由ですが、農地法第18条第2項のいずれかに該当しなければ許可してはならないものとされています。第1号賃借人が信義に反した行為をした場合に該当するかですが、信義に反した行為の例としては、賃借人の借賃の滞納、無断譲渡・転貸、無断転用、不耕作、賃貸人に対する不法行為等が想定されますが、現在、賃借人は令和3年以降、耕作をしていませんが、これは賃貸人への返還に備えて休止している状態であり、当該土地については、これまで農地として管理し、借賃の滞納、転用などの行為もない、など信義に反する行為はないと判断しました。第6号その他正当の事由がある場合に該当するには個別具体的な事案ごとに様々な状況を勘案し、総合的に判断する必要がありますが、これまでの当該農地にかかる長年の経緯があり、賃借人は、高齢になり耕作することが困難となったため返却したく、耕作していた者がもうできないとなった場合、土地所有者へ返還されることは農地について権利を有する者の責務が農地法第2条の2にもあることから、具体的には、農事調停による解決も難しく、不法占拠しているという状況でもないことは判決により確定し、農地は市街化区域にあり、すでに周りに農地はなく、本来の土地所有者に農地が返還されるまでに猶予の期間もあることから、法第18条第2項第6号のその他正当の事由がある場合に該当、許可相当と判断しました。以上、1件についてご審議よろしく申し上げます。

- 議長 ただいまの議案第44号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 議長 発言もないようですので、議案第44号について、原案のとおり決定してもよいでしょうか。

(異議なし)

- 議長 議案第44号は、原案のとおり決定いたしました。
- 議長 ここからは報告事項に入ります。
- 報告第23号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第23号朗読】**

通知は27ページ、28ページの12件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号 62 番と 63 番は同一の案件です。耕作者が別品目の作付けを行ったところ、上手くいかず、栽培ができなかったため、合意解約しました。整理番号 64 番と 65 番は同一の案件です。耕作者がお茶の栽培面積を縮小するため、合意解約しました。整理番号 66 番と 67 番は同一の案件です。耕作者が手を広げすぎて耕作できなくなったので、規模縮小するため、合意解約しました。整理番号 68 番と 69 番は同一の案件です。耕作者が高齢により規模縮小するため、合意解約しました。整理番号 70 番と 71 番は同一の案件です。耕作条件不良のため、合意解約しました。整理番号 72 番は、地権者が自ら耕作するため、合意解約しました。整理番号 73 番は、賃借人が規模縮小するため、合意解約しました。

議長 ただいまの報告第 23 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、報告第 23 号を終わります。次に報告第 24 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 24 号朗読】**

届出は 30 ページから 37 ページの 85 件がございました。その内訳は、4 条の転用が 25 件、5 条の転用が 60 件で、5 条の転用の内訳としましては、所有権移転が 53 件、賃借権設定が 1 件、使用貸借による権利の設定が 6 件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第 24 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第 24 号を終わります。

次に、報告第 25 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 25 号朗読】**

届出 39 ページから 41 ページの 37 件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第 25 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第 25 号を終わります。

次に、報告第 26 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第 26 号朗読】**

申出は 43 ページの 3 件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、

詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明いたします。こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号1は、8月3日、地区担当最適化推進委員と整理番号2は、8月18日、地区担当最適化推進委員と整理番号3は、8月31日、地区担当最適化推進委員と現地確認を行いました。以上3件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。説明は以上です。

議長 ただいまの報告第26号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第26号を終わります。

 以上をもちまして、第6回静岡市農業委員会総会を閉会いたします。